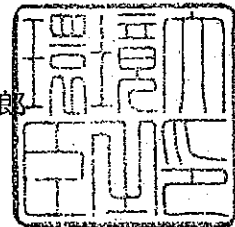


諮問第239号  
環水大土発第080527001号  
平成20年5月27日

中央環境審議会会長  
鈴木基之殿

環境大臣  
鴨下一郎



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

2-メチル-4-クロロフェノキシ酪酸エチル (別名 MCPBエチル)

テトラクロロイソフタロニトリル (別名 TPN)

メチル= (E) - 2 - { 2 - [ 6 - ( 2 - シアノフェノキシ) ピリミジン - 4 - イル  
オキシ] フェニル } - 3 - メトキシアクリラート (別名 アゾキシストロビン)

1 - ( 6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル ) - N - ニトロイミダゾリジン - 2 - イリデ  
ンアミン (別名 イミダクロプリド)

1, 1' - イミノオジ (オクタメチレン) ジグアニジニウム=トリス (アルキルベン  
ゼンスルホナート) (別名 イミノクタジンアルベシル酸塩)

1, 1' - イミノオジ (オクタメチレン) ジグアニジニウム=トリアセタート (別名  
イミノクタジン酢酸塩)

(RS) - 1 - メチル - 2 - ニトロ - 3 - (テトラヒドロ - 3 - フリルメチル) グア  
ニジン (別名 ジノテフラン)

2 - メチルチオ - 4 - エチルアミノ - 6 - ( 1, 2 - ジメチルプロピルアミノ ) - s  
- トリアジン (別名 ジメタメトリン)

2 - { 2 - クロロ - 4 - メシル - 3 - [(テトラヒドロフラン - 2 - イルメトキシ) メ  
チル] ベンゾイル } シクロヘキサン - 1, 3 - ジオン (別名 テフリルトリオン)

(S) -  $\alpha$  - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (1R, 3S) - 2, 2 - ジメチル  
- 3 - ( 1, 2, 2, 2 - テトラプロモエチル ) シクロプロパンカルボキシラート (別  
名 トラロメトリン)

(E) - N - ( 6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル ) - N - エチル - N' - メチル - 2  
- ニトロビニリデンジアミン (別名 ニテンピラム)

1 - アセチル - 1, 2, 3, 4 - テトラヒドロ - 3 - [( 3 - ピリジルメチル ) アミノ]  
- 6 - [ 1, 2, 2, 2 - テトラフルオロ - 1 - (トリフルオロメチル) エチル ] キナ  
ゾリン - 2 - オン (別名 ピリフルキナゾン)

2 - メチルチオ - 4, 6 - ビス (イソプロピルアミノ) - s - トリアジン (別名 プ  
ロメトリン)

1 - ( 4 - クロロベンジル ) - 1 - シクロペンチル - 3 - フェニル尿素 (別名 ペン  
シクロン)

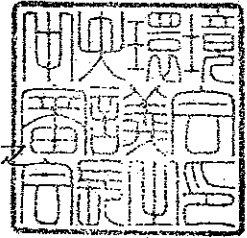
(別紙2)

N-シアノメチル-4-(トリフルオロメチル)ニコチンアミド (別名 フロニカミ  
ド)

中環審第457号  
平成20年5月27日

中央環境審議会土壤農薬部会  
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成20年5月27日付け諮問第239号、環水大土発第080527001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。